

## 令和6年度住民税の税制改正

### ◎上場株式などの配当所得に係る課税方式が統一されます

特定配当および特定株式等譲渡所得金額にかかる所得の課税方式を所得税と一致させることになりました。これにより所得税と異なる課税方式を選択することができなくなります。所得税で特定配当および特定株式等譲渡所得金額にかかる所得を確定申告すると、これらの所得は住民税でも所得に算入されます。それにより非課税の判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に影響が出る場合があります。

### ◎国外居住親族に係る扶養控除などが見直されます

年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は、扶養控除などの適用対象から除外されます。なお年末調整で扶養控除などの適用を受けている場合は、確認書類の提出は必要ありません。

- 留学により国内に住んでいない方（留学ビザなどの書類の写しが必要）
- 障害者（障害者手帳などの写しが必要）
- 扶養控除などを申告する納税義務者から、その年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方（送金額がわかる書類などが必要）

## 確定申告

### 町・道民税、所得税などの申告・相談窓口開設

税務課では、町民税・道民税、所得税などの確定申告相談窓口を開設します。自分で申告書を作成する方（相談の必要がなく申告書の提出のみの場合）は、税務課窓口にて随時受け付けします。期間中、税務課窓口での相談はできませんので各会場にお越しください。

#### 【町・道民税の申告が必要な方】

- 原則として令和6年1月1日現在、町内に住所があり所得税の確定申告をしていない方で、
- 営業、農業、不動産、配当などの所得があった方
- 給与所得者および年金所得者で令和5年中に給与以外、年金所得以外の所得があった方
- 年金所得者で各種控除（社会保険料控除、生命保険料控除など）を受ける方
- 年末調整が済んでいる方で、雑損控除、医療費控除を受ける方
- 病気、失業などで所得がなく、税法上どなたにも扶養されていない方
- 公的年金の収入が400万円以下、かつ、給与などの所得が20万円以下のため、所得税の確定申告をしなくてもよい方のうち各種控除を受ける方

#### 【年金受給者申告相談日程】

- ▼期間 2月2日(金)～2月8日(木)
- ▼時間 9時30分～15時
- ※注意 2/7は14時で終了します。  
事業所得、不動産所得などがある方は2月16日(金)からになります。

開設月日	会場
2月2日(金)	竹浦コミセン
5日(月)	萩野公民館
6日(火)	萩野公民館
7日(水)	萩野公民館
8日(木)	白老コミセン

#### 【町・道民税申告相談日程】

- ▼期間 2月16日(金)～3月15日(金)
- ▼時間 9時30分～15時
- ※注意 2/16、2/26、3/15は14時30分  
2/20、2/22、は14時に終了します。

開設月日	会場
2月16日(金)	竹浦コミセン
2月19日(月)、20日(火)	虎杖浜生活館
2月21日(水)、22日(木)	萩野公民館
2月26日(月)	社台生活館
2月27日(火) ～3月15日(金) ※土日・祝を除く	白老コミセン

※開設日により、終了時間が異なりますので、注意してください。